

## 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会

### 愛の詩基金事業「社会福祉活動団体等支援事業」助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）愛の詩基金運営要綱第4条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事業を実施する社会福祉活動団体等（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、地域福祉活動の充実を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において団体とは、越谷市に活動の本拠を有する次の各号のいずれにも該当する団体とし、協議会会長（以下「会長」という。）が認めるものをいう。

- (1) 特定非営利活動法人又は法人格のない団体 ただし、営利を目的とする団体は除く。
- (2) 一定の活動実績がある、又は事業を完遂できる見込みがある団体
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者等が明らかな団体
- (4) 協議会から、ほかの助成を受けていない団体

#### (助成事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、団体が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 在宅老人福祉事業 在宅の高齢者に対する生きがいづくりや生活支援等の活動とする。
- (2) 在宅障がい者(児)福祉事業 在宅の障がい者(児)に対する生活支援等の活動とする。
- (3) 児童福祉に関する事業 児童、生徒や子育て中の親等を支援する活動とする。
- (4) 低所得者援護事業 低所得者に対する日常生活の援護、支援等の活動とする。
- (5) ボランティア活動の推進に関する事業 ボランティア育成等に関する活動とする。
- (6) その他地域福祉の推進に関する事業 小地域における福祉事業で、広く地域住民の理解と共感が得られる活動とする。

2 助成事業は、同一年度において1団体につき1件とする。

3 助成金の交付を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、この要綱の規定により、助成金の交付を受けた当該年度から起算して3年を経過しなければ、同一助成事業についての新たな助成金を受けることができない。ただし、目的達成のため複数年掛かる合理的理由があるものと会長が認める場合は、3年間を限度に申請をすることができる。なお、複数年の期間を要する事業の申請については、同一団体による同一助成事業の再申請は認めない。

4 助成事業の実施期間は、申請年度の6月1日から翌年3月31日までとする。ただし、前項ただし書に該当する場合の事業については、申請年度の6月1日から起算し、34か月以内とする。なお、この場合において、申請は年度ごとに行い、交付の可否を決定する。

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成事業としない。ただし、第1号及び第2号に該当する事業が愛の詩基金の理念に合致し、社会福祉の向上その他快適で活力ある魅力的な福祉のまちづくりに資するものであると、会長が認める場合においては、この限りでない。

- (1) 営利を主な目的としている事業 非営利の事業であっても、当該事業が特定の個人、

団体の収益活動又は活動資金の捻出のための活動に当たる場合は、営利事業と同様に扱うものとする。

- (2) 入場料を徴収して行う事業
- (3) 特定の政治的又は宗教的目的を有する事業
- (4) 特定の個人又は団体のみを対象とする事業
- (5) 表彰式等のイベントへの参加のみを目的とする事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする

- (1) 消耗品費 用紙、文房具等の消耗品代とする。
- (2) 印刷製本費 パンフレット、ちらし等の印刷や製本代とする。
- (3) 通信運搬費 切手、はがき、電話代等の通信費とする。
- (4) 賃借料 会場代、駐車場代、助成事業に係る物品の借り上げ料等とする。
- (5) 諸謝金 外部講師への謝金等とする。
- (6) 旅費交通費 移動に係る交通費等とする。
- (7) 会議費 講師の飲料代等とする。
- (8) 損害保険料 事業実施に際する保険料等とする。
- (9) その他事業実施に必要な経費と会長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としない。ただし、第1号に該当する経費が助成事業の活動に必要であると、会長が認める場合においては、この限りでない。

- (1) 食料品費、食事代
- (2) 団体運営のための運営費や人件費等の経常的経費
- (3) 活動に関連して開催するパーティー等の経費
- (4) 有償頒布のプログラム等の作成費
- (5) 会員への諸謝金や賃借料等
- (6) 備品や機材等の整備に伴う購入費及び修繕費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条第1項に規定する助成対象経費の合計額から、国、県その他の団体からの助成金等を除いた額の90%以内とし、20万円を上限とする。

(助成金の申請)

第6条 申請者は、申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請があったときは、助成事業の内容、収支の状況等を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、助成金交付の可否を決定するに当たっては、審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(審査委員会)

第8条 助成金の交付申請の内容を審査するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、知識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(交付可否決定の通知)

第11条 会長は、助成金交付の可否を決定したときは、速やかに申請者に対し、助成可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成事業完了の報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業の完了後1月以内に、助成事業完了報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第13条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成事業を実施しないとき、又は助成事業が期限までに完了しないとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) その他助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は会長の指示に従わなかったとき。

2 第11条の規定は、前項の規定により決定の取り消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第13条の2 会長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合及び、執行額が決定額に満たなかった場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成事業の調査等)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、助成事業の遂行状況若しくは経理の状況を調査し、又は助成事業者に対して説明を求め、若しくは必要な報告をさせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。